事前確認シート（貨物の輸出・技術の提供）

申請日： 　 年 　　 月 　　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 所属・職名・氏名：  連絡先：TEL 　　　　 　　 　　E－mail: |

※技術の提供・貨物の輸出を検討する際、事前に本シートの作成・提出が必要になります。

**※本シートは、技術の提供・貨物の輸出の １か月前までに、研究協力課まで提出して下さい。**

１．取引目的・類型



|  |  |
| --- | --- |
| 取引目的 | □共同研究　　　□受託研究　　　□研究成果提供　　　□学術交流協定  ［秘密保持契約　（□あり　　　　　□なし）］ |
| □ 会議・打合せ等　　　□ 学会参加　　　□　研究活動（試料採取、情報収集等）  □その他（　　　　　　　　　　　） |
| 取引類型 | □技術の提供 　※以下の該当する提供方法全てにチェック |
| □電話　　　□電子メール　　　□インターネット経由のファイル共有  □記録媒体の提供　　　　　　　□書面・図面等印刷物 の提供 |
| □装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供  □その他（　　　　　　　　　　） |
| □貨物の輸出 ※以下の該当する輸出内容にチェック |
| □試料・サンプルの送付・持ち出し  □装置等の送付・持ち出し[□自作・改造品 □購入品]  □その他（　　　　　　　　　　） |

２．提供相手先の情報



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契 約 先 | 名称（組織名）： | | |
| 所在地： | | |
| ※　□非居住者　　　□特定類型該当者（□類型①　　□類型②　□類型③）  　　　　　　　　　　該当性の根拠〔　　　　　　　　　　〕 | | |
| 需要者・利用者 | 名称（英字）： | | |
| 所在地： | | |
| * □非居住者　　□特定類型該当者（□類型①　□類型②　□類型③）   　　　　　　　　　 　該当性の根拠〔　　　　　　　　　　〕 | | |
| 仕向地（国名） |  | | |
| 取引経路 | → → | | |
| 契約予定 | 年　　月　　日 | 取引予定期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 居住性の判断  【技術の提供の場合】 | 技術の提供相手は日本国の  □非居住者  □居住者（非居住者への情報再提供の疑い有）  □居住者  ※日本人でもあっても非居住者である場合があります。詳しくは自己判定チェックシートの補足説明をご参照ください。 | | |

　※　技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ研究協力課に確認上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名を含む。）も記入してください。

３． 技術・貨物の提供者の情報ならびに技術・貨物の概要について

|  |  |
| --- | --- |
| 提供者の所属・氏名・役職 |  |
| 提供技術・輸出貨物の名称及び仕様 |  |
| 相手方の使用目的 |  |

※技術提供者・貨物輸出者が複数の場合は「所属・氏名・役職」の欄に複数列記して下さい。

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」はできる限り詳細かつ具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

４．相手先に関する要確認情報

|  |  |
| --- | --- |
| 相手先が、外国ユーザーリスト（※１）に掲載されている。 | □はい  □いいえ |
| 仕向地が、輸出令別表第４又は輸出令別表第３の２に記載されている国・地域である  （※２）。 | □はい  □いいえ |
| 相手先が、HP 等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。 | □はい  □いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP 等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。 | □はい  □いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP 等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。 | □はい  □いいえ |
| 提供する技術又は輸出する貨物が、HP 等の公開情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。 | □はい  □いいえ |
| その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の要確認情報を有している。 | □はい  □いいえ |
| 上記でその他の要確認材料を「はい」とした場合、本欄にその理由を記載してください。 |

※１　経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」　必ず最新の情報にて確認願います。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

※２　輸出貿易管理令　別表第４、別表３の２　　必ず最新の情報にて確認願います。

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>　輸出貿易管理令を参照

**※上記のいずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、要確認情報の**

**内容について、研究協力課までご相談願います。**

５． <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

|  |  |
| --- | --- |
| 公知の技術の提供である。 | □はい  □いいえ |
| 基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。 | □はい  □いいえ |

|  |
| --- |
| 上記のいずれかを「はい」とした場合、下記の説明を参考に、本欄にその理由を記載してください。 |

※「公知の技術の提供」とは、

●新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、**既に不特定多数の者 に対して公開されている技術**の提供、

●学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等**不特定多数の者が入手可能な技術**の提供、

●工場の見学コース、講演会、展示会等において**不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術**の提供、●**ソースコードが公開されているプログラム**の提供

を指します。

提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「公知の技術の提供」は、不特定多数の者が、その技術を入手可能な状態のときに該当します。

**一般の人々が参加できず、参加者が限定されているシンポジウムや打ち合わせ等における技術の提供は、「公知の技術の提供」に該当しませんので注意が必要です。**

※「基礎科学分野の研究活動」とは、

●**自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動**であって、

●**理論的又は実験的方法により行うもの**であり、

●**特定の製品の設計又は製造を目的としない**もの

を指します。

しかしながら、宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

６．自己判定

|  |  |
| --- | --- |
| <技術の提供の場合>「５．外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方またはいずれかが「はい」である | □はい  □いいえ |

**●「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。**

ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易ではない場合もありますので、**記入済みの本シートを研究協力課に提出し、チェックを受けて下さい。**担当者からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

**●また、本欄を「はい」（「公知・基礎科学」に該当する）とした場合であっても、特に４．のチェック欄に「はい」がある（要確認情報がある）場合には、担当者の問合せを含む慎重な審査の結果、「取引申請書」の提出を求める場合もありますことご留意願います。**

|  |  |
| --- | --- |
| ３．に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない（※） | □はい  □いいえ |
| 「４．相手先に関する要確認情報」のいずれにも「はい」がない | □はい  □いいえ |

※リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html>　 を参照して下さい。

**●自己判定欄がいずれも「はい」の場合、記入済みの本シートを研究協力課まで提出して下さい。**

　●**自己判定欄に１つでも「いいえ」がある場合、取引審査申請書の提出が必要となります。**

**（担当者がチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果「取引審査申請書」の提出が必要となる場合があります。）**

**担当者記入欄：**

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

□取引可

□「取引申請書」の提出を要する

年

月

日

整理番号：

担当者：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 輸出管理統括責任者 | 輸出管理責任者 | 研究協力課 |
|  |  |  |